

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 30日

都道府県知事  
川勝 平太 殿

提出者  
住 所 静岡県磐田市藤上原467番地の6  
氏 名 有限会社アライブ  
代表取締役 池谷 邦彦  
電話番号 0538-38-3117

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	有限会社 アライブ
事業場の所在地	静岡県磐田市藤上原467番地の6
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	81,146,000
③ 従業員数	8名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体工事→木くず、がれき類、繊維くず→中間処理業者→再生 紙くず、金属くず→再生 廃プラスチック類→中間処理業者→再生、最終処分場→再生、埋立 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→最終処分場→再生、埋立 混合廃棄物、石綿含有産業廃棄物→最終処分場→埋立 水銀使用製品産業廃棄物→中間処理業者→最終処分場→再生、埋立

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

代表取締役⇒現場担当者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) できるだけ細かく分別し、再生処理できるものを増やす。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙1	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今まで通りしっかり分別し、再生処理を増やす。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 木くず、がれき類、廃プラスチック類、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの一部は再資源化施設へ運搬。金属くず、紙くずは有価物として売却。最終処分業者へ運搬する物は細かく分別して量を減らすように心がけている。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出される産業廃棄物の量は工事の取得状況により増減しますが、現在徹底して分別をしているので、今後も引き続き分別を徹底し、最終処分場へ行く量を増やさないように心がける。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（                      年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	t
(今後実施する予定の取組)			

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和 3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量		t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・優良認定処理業者への委託。 ・再生利用可能なものは、再生利用業者への委託。			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 今まで通り実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙 1

令和 3 年度実績		
①現状	産業廃棄物の種類	排出量 (t)
	廃プラスチック類	4.19
	木くず	264.55
	繊維くず	2.112
	金属くず	85.9
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9.8
	廃石膏ボード	13.65
	がれき類	1444.068
	石綿含有混合廃棄物	91.414
	管理型建設混合廃棄物	5.46
合 計		1921.144

目 標		
②計画	産業廃棄物の種類	排出量 (t)
	廃プラスチック類	4
	木くず	250
	繊維くず	2
	金属くず	80
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9
	廃石膏ボード	13
	がれき類	1350
	石綿含有混合廃棄物	85
	管理型建設混合廃棄物	4
合 計		1797

## 別紙 2

令和3年度実績						
①現状	産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者	再生処理業者への	認定熱回収業者	認定熱回収業者以外の
			への処理委託量	処理委託量	への処理委託量	熱回収を行う業者への 処理委託量
	廃プラスチック類	4.19	0.7	3.49	-	-
	木くず	264.55	-	264.55	-	-
	繊維くず	2.112	-	2.112	-	-
	金属くず	85.9	-	85.9	-	-
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9.8	-	-	-	-
	廃石膏ボード	13.65	-	13.65	-	-
	がれき類	1444.068	671.35	766.65	-	-
	石綿含有混合廃棄物	91.414	0.91	-	-	-
	管理型建設混合廃棄物	5.46	5.46	-	-	-
	合 計	1921.144	678.42	1136.352	-	-

目 標						
②目標	産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定処理業者	再生処理業者への	認定熱回収業者	認定熱回収業者以外の
			への処理委託量	処理委託量	への処理委託量	熱回収を行う業者への 処理委託量
	廃プラスチック類	4	0.6	3.4	-	-
	木くず	250	-	250	-	-
	繊維くず	2	-	2	-	-
	金属くず	80	-	80	-	-
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	9	-	-	-	-
	廃石膏ボード	13	-	13	-	-
	がれき類	1350	637	710	-	-
	石綿含有混合廃棄物	85	0.8	-	-	-
	管理型建設混合廃棄物	4	4	-	-	-
	合 計	1797	642.4	1058.4	-	-